

## 令和2年度の後期高齢者医療保険料率の改正のお知らせ

### 後期高齢者医療制度(75歳からの健康保険)の保険料率が変わりました

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直しを行っており、医療費や被保険者数などの推計を基にして決定されます。令和2・3年度の保険料率等が、次のとおり改正されました。

	平成30・令和元年度	令和2・3年度
所得割率 (所得に応じて負担)	8.01%	<b>8.68%</b>
均等割額 (加入者が公平に負担)	41,100円	<b>43,100円</b>
賦課限度額 (年間保険料の最高額)	62万円	<b>64万円</b>

### 後期高齢者医療保険料のしくみ

保険料は所得割額と均等割額の合計で個人ごとに計算されます。

**所得割額 + 均等割額 = 年間保険料**

**所得割額** (所得に応じて負担)

(令和元年中の所得 - 33万円)

**× 8.68%**

**均等割額**

(加入者全員が公平に負担)

**43,100円**

(※所得が低い方への軽減措置があります)

賦課限度額 **年間64万円** が上限です。

4月から翌年3月までが1年間の保険料です。

年度の途中で資格を取得した場合、月割りで計算されます。

**計算式 { 年間保険料 ÷ 12か月 × 加入月数 }**

■ お問い合わせ先 ■

大石田町役場 (TEL 0237-35-2111)

☆国民健康保険税に関すること……………町民税務課税務グループ(内線126)

☆国民健康保険の給付・各種届出に関すること……………保健福祉課保健医療グループ(内線136)

☆後期高齢者医療保険料に関すること……………保健福祉課保健医療グループ(内線136)

大石田町国民健康保険に加入している皆さんへ

## 令和2年度から 国民健康保険税の税率が変わります

大石田町国民健康保険税を計算する税率を引き下げます。

### 改正について

国民健康保険事業は、現在、県と町が共同で運営を行っています。令和2年度の国民健康保険税率について、財政運営の責任主体である県が示した標準的な住民負担の目安となる大石田町標準保険税率により、下記のとおり改正しました。

### 令和2年度からの新しい税率

区分 (対象者)	医療保険分 (国保に加入する すべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入する すべての方)		介護納付金分 (国保に加入する 40歳以上65歳未満の方)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 所得に対して	9.00%	<b>7.70%</b>	2.50%	<b>2.50%</b>	2.20%	<b>2.20%</b>
均等割 1人 当たり	35,000円	<b>32,000円</b>	10,000円	<b>10,000円</b>	14,000円	<b>12,000円</b>
平等割 1世帯 当たり	30,000円	<b>23,000円</b>	8,000円	<b>7,000円</b>	8,000円	<b>6,000円</b>
課税限度額	610,000円	<b>630,000円</b>	190,000円	<b>190,000円</b>	160,000円	<b>170,000円</b>

### 所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の所得金額が次の基準以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

世帯主・国保加入者・後期高齢者医療制度移行者の前年中の所得合計	均等割・平等割の 軽減割合
33万円以下	7割
33万円 + 28.5万円 × (国保加入者 + 後期高齢者医療制度移行者数) 以下	5割
33万円 + 52万円 × (国保加入者 + 後期高齢者医療制度移行者数) 以下	2割